

このままでは 伝統構法の家がつかれない！

2008年7月12日（土）

工学院大学アーバンテックホール（東京都新宿区西新宿 1-24-2）

主催 これからの木造住宅を考える連絡会（これ木連）

財団法人住宅産業研修財団優良工務店の会
職人がつくる木の家ネット
特定非営利活動法人伝統木構造の会
有限責任中間法人日本曳家協会
特定非営利活動法人日本民家再生リサイクル協会
特定非営利活動法人緑の列島ネットワーク

- 13:00～ **現場報告** このままでは伝統構法の家がつかれない！
綾部工務店 綾部孝司氏
すまい塾古川設計室 古川保氏
- 13:50～ **講演「伝統構法」を取り巻く状況の変化**
山辺構造設計事務所 山辺豊彦氏
- 15:00～ **パネルディスカッション** これからどうなる、伝統構法
パネリスト
綾部工務店 綾部孝司氏
すまい塾古川設計室 古川保氏
山辺構造設計事務所 山辺豊彦氏
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室室長 越海興一氏
立命館大学グローバル・イノベーション研究機構教授 鈴木祥之氏
武蔵工業大学工学部建築学科教授 大橋好光氏
- 司会進行
三和総合設計 岩波正氏
- コーディネーター
工学院大学建築都市デザイン学科教授 後藤治氏
- 18:00 **閉会**

これからの木造住宅を考える連絡会（これ木連）について

日本は木の国。そして、その木のよさを生かした木造建築をつくる職人技術が高度に発達した国です。築 150 年、200 年という寺社や民家は、今では「伝統構法」とよばれている技術の結晶です。しかし伝統構法は過去のものではありません。今なお生きており、循環型社会の構築を考えればむしろ、未来への大きな可能性を秘めているといってもよいでしょう。

ところが、この国の建築の基準を定める法律が、伝統構法による家づくりを困難にしています。1950 年、戦後の復興期に大量の住宅を短期間で建設する必要にせまられるなか、劣悪な建物をはびこらせないために国が「最低基準」として制定したのが建築基準法（以下、基準法と略します）です。早く、安く、高い技能がなくても家がつくれるようにという趣旨であったため、古来大工が伝えてきた、高い技術でじっくりつくる伝統構法による家づくりは、そもそも基準法の対象ではありませんでした。

高度経済成長期に住宅産業が生まれ、経済効率優先の家づくりが主流になると、大工の手刻みによる家づくりは稀なものとなり、「伝統構法」として特別視されるようになりました。とはいえ、昔ながらの高い技術を伝える大工たちは、今なお全国各地で地道に木の家づくりに携わっています。

基準法の家づくりとは考え方もつくり方も異なる伝統構法が法的に置き去りにされた状態が半世紀も続くうちに、それが最低基準を上回る建築技術であるがゆえに基準法に位置づけられなかったことは、忘れ去られていきました。地震や偽装問題が起きるたびに基準法が厳格化に向かい、規制的な性格を強めていくなかで、伝統構法が違法建築扱いになりかねないという、おかしな事態に陥っています。

一方で、ここ十数年、住宅の量より質に目が向けられるようになり、資源枯渇問題、建設リサイクル、シックハウスといった環境面や、日本固有のものを大切にしようという文化面から、伝統構法を見直す動きが出てきています。自然素材である木、職人の手の技術といった、基準法制定時には学問的に扱うことのできなかつたものも研究対象となり、大きな地震時に現代工法とはちがったやり方で耐えた実例を検証するなど、伝統構法を、経験則だけでなく現代工法との比較のうえで客観的に解析、評価する試みも始まっています。2000 年には、性能規定の導入により、構造性能上同等であれば建築確認が得られるようになりました。それが今後、基準法に伝統構法を位置づけることにまでつながっていきそうな兆しも見えてきています。

今までの基準法は基本的に、外力に対して「剛く耐えよう」という思想にもとづいています。外力を「柔らかく受け流す」発想にもとづく技術である伝統構法を、まったく違った価値観の

基準法に位置づけるにあたっては、まだ多くの研究と多面的な検討が必要です。またそのことがかえって地域性や多様性といった伝統構法の幅をせばめてしまう結果を招かないよう、慎重に事を運ばなければならないでしょう。法に位置づけられることで、伝統構法による家づくりがしやすくなるよう、わたしたちは、行政や研究機関と協力して取り組んでいきたいと考えています。国民の理解を広げるための啓発活動もしていきます。

これまでの経緯

2007年

9月14日(金) 建築基準法改正に関するセミナー
会場：財団法人 住宅産業研修財団 本部

12月7日(金) 国交省との意見交換会
会場：千代田区万世橋区民会館

2008年

1月31日(木) 国交省との意見交換会
会場：国土交通省住宅局会議室

4月9日(水) 国交省「伝統的な木造軸組住宅等に係る意見交換会」に参加

5月15日(木) 国交省「伝統的な木造軸組住宅等に係る意見交換会」に参加

今回のフォーラム開催にあたって賛同をいただいた団体（受付順）

素木（すき）の会

協同組合 東京の木で家を作る会

社団法人 埼玉建築士会

木の情報発信基 木の博物館 木力館

NPO 埼玉・住まいの会

特定非営利活動法人 空の家をつくる会

協同組合 伝統技法研究会

特定非営利活動法人 緑の家学校

NPO 木の建築フォーラム

全国建設労働組合総連合

NPO 法人 日本伝統建築技術保存会

エコスの会

中央工学校

気仙大工建築研究事業協同組合

中部自然住宅推進ネットワーク

社団法人 東京中小建築業協会

熊野材住宅促進委員会

川尻六工匠

NPO 法人 メダカのがっこう

真壁の家づくりネットワーク

社団法人 全国中小建築工事業団体連合会

社団法人 全日本建築士会

木考塾（木造在来工法住宅を考える会）

人と木の住まいづくりネットワーク

大津の森の木で家を建てよう！プロジェクト

日本建築専門学校

杜の家づくりネットワーク

社団法人 日本建築家協会(JIA)東北支部宮城地域会

阿部和建築文化研究所

みちのく伝統建築研究会

ワークショップ「き」組

社団法人 日本建築大工技能士会連合会

日本建築家協会関東甲信越支部杉並地域会

日本建築家協会関東甲信越支部住宅部会

綾部孝司 大工棟梁

有限会社綾部工務店

- 1966 埼玉県川越市生まれ 1989 東洋大学工学部建築学科卒業
建築企画設計会社にて、企画・設計
- 1994 退社後、設計事務所にて住宅設計
- 1996 家業の工務店にて、大工となる
2棟めから伝統的な家づくりをする
以来、設計から施工まで、一貫して行う



古川保 すまい塾古川設計室

- 1947 佐賀県武雄市生まれ
- 1971 熊本大学 工学部 土木工学科 卒業
- 1992 すまい塾 古川設計室(有) 設立
- 1993 「川尻六工匠」を結成
- 1996 日本建築士会連合会まちづくり大賞
- 1999 九州建築士会住宅コンペ最優秀賞
- 2003 熊本の木で家をつくる会の発足
- 2005 真の日本の住まい住宅コンペ 林野庁長官賞
- 2006 第2回木の建築フォーラム「木の建築賞」



山辺 豊彦 山辺構造設計事務所

- 1946年 石川県生まれ
- 1969年 法政大学工学部建設工学科建築専攻 卒業
- 1978年 山辺構造設計事務所 設立
- NPO緑の列島ネットワーク 理事
- 日本建築構造技術者協会 資格問題委員会主査 関東甲信越支部 支部長
- 主な作品 JR赤湯駅舎、JR新庄駅舎、正田醤油本社屋
- 保存修理：切幡寺大塔、建長寺法堂、長遠寺本堂・客殿、雨錫寺阿弥陀堂 他多数受賞
- 1997年 第7回RM賞 大森東1丁目団地
- 1999年 JSCA賞佳作賞 木材を活用した学校施設の構造設計
- 1999年 BCS賞 棚倉町立社川小学校
- 著書『住宅と木材』2004.5 「木造建築の耐震改修を考える」 他多数

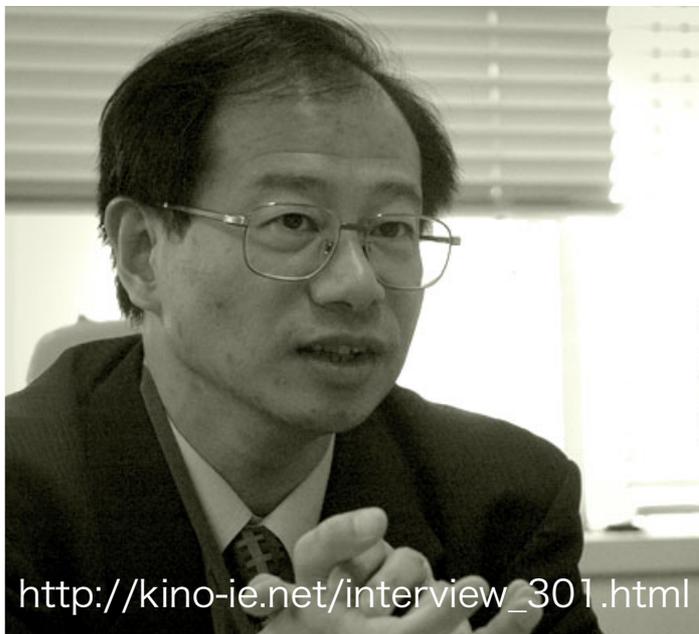


岩波正 三和総合設計株式会社

- 昭和31年 滋賀県大津市生まれ
- 昭和59年 設計事務所勤務を経て独立。
岩波建築設計事務所を設立。
- 昭和61年 三和総合設計株式会社と改称
- 平成10年 木考塾をはじめ
- 平成13年 ひとときネット設立



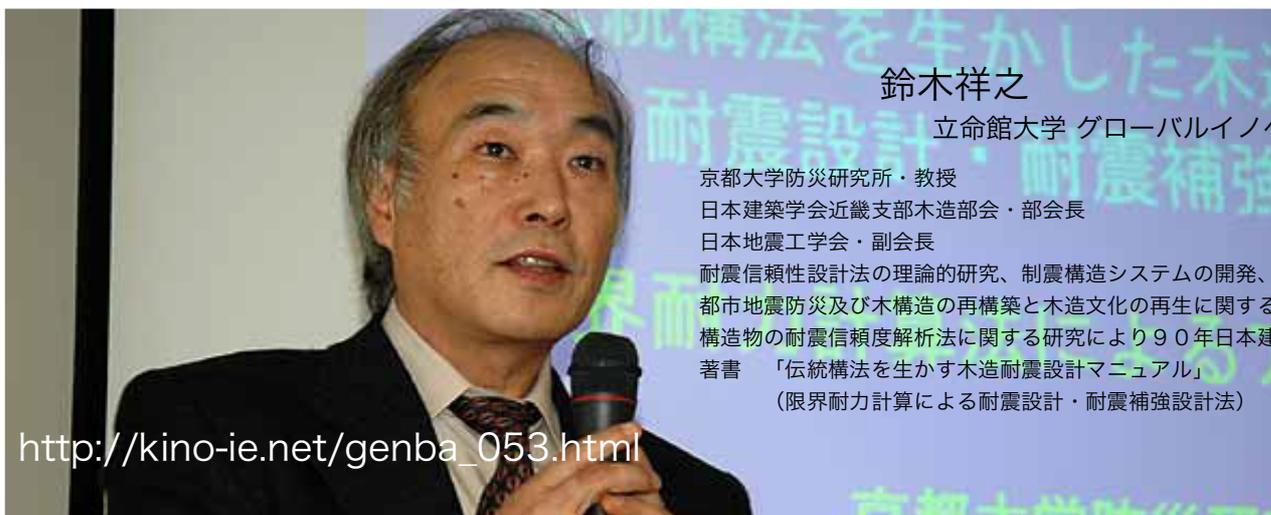
演者 プロフィール



越海興一

国土交通省
住宅局住宅生産課木造住宅振興室室長

http://kino-ie.net/interview_301.html



鈴木祥之

立命館大学 グローバルイノベーション機構教授

京都大学防災研究所・教授
日本建築学会近畿支部木造部会・部会長
日本地震工学会・副会長
耐震信頼性設計法の理論的研究、制震構造システムの開発、
都市地震防災及び木構造の再構築と木造文化の再生に関する研究を行う。
構造物の耐震信頼度解析法に関する研究により90年日本建築学会賞（論文賞）受賞
著書 「伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル」
（限界耐力計算による耐震設計・耐震補強設計法）

http://kino-ie.net/genba_053.html



大橋好光

武蔵工業大学工学部建築学科教授

国土交通省 伝統的構法の設計法及び性能検証実験実施委員会 主査

http://kino-ie.net/report_012.html



後藤治 ことう おさむ

工学院大学工学部建築都市デザイン学科教授

1960年東京生まれ。
東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程中退。
一級建築士、工学博士
文化庁文化財保護部(現文化財部)建造物課文部技官
同文化財調査官を経て工学院大学に勤務。
2005年から現職。
専門は日本建築史及び歴史的建造物の保存修復

著書 「都市の記憶を失う前に」
建築保存待ったなし！ 白揚社新書

つくり手アンケートまとめ

これ木連のつくり手 83 名からのアンケート回答をまとめました。
 (うち、職人がつくる木の家ネット 56 名、日本民家再生リサイクル協会 14 名、
 伝統木構造の会 16 名、日本伝統建築技術保存会・日本曳家協会各 1 名)

【1. 基礎は?】 ☆=伝統構法らしい ◎+○=よく使っている ○=時々使っている

	☆	◎+○	◎	○
自然石	55	18	5	13
立ち上がりなしコンクリート基礎	18	37	10	27
立上300以上コンクリート基礎	3	69	61	8

- ・伝統構法は、自然石・柱立ち・足固め(=石場立て)が本来という認識
- ・コンクリートを打つとしても立ち上がりなしの方が伝統構法らしいという認識
- ・現実には、基礎立ち上がり300以上のコンクリートに土台敷きが主流

アンカーボルトをわざと緩めたことがあるか?

はい	21
いいえ	59

- ・緩めたことがあるつくり手が25%。
- 理由は、建物と基礎の関係を「緊結」でなくゆるやかにしておきたいから。

【2. 足もとは?】

	☆	◎+○	◎	○
柱立ち - 足固め	47	23	8	15
土台 - 柱 - 足固め	23	22	17	5
土台 - 柱 - 足固めなし	3	67	49	18
その他	3	14	8	6

- ・伝統構法は柱立ちが基本。土台敷きの場合でも、足固めあり
- ・現実には、土台敷き足固めなしが主流だが、足固め使用パターンも結構あり

火打土台は必要ない?

必要ない	70
必要	7

- ・必要ないと思っているつくり手が90%以上。

【3. 耐力壁要素】

	☆	◎+○	◎	○
貫	21	27	17	10
貫+土壁	52	54	39	15
貫+筋交	3	19	7	12
貫+構造用合板	1	19	7	12
筋交	2	38	17	21
筋交+構造用合板	0	19	6	13
構造用合板	0	22	10	12
落とし込み板壁	17	26	6	20
格子壁・板壁	12	12	8	4
木ずり	10	39	10	29
石膏ボード	0	25	6	19
5段貫+ボード塗り壁 ※	3	12	7	5
その他 (複合も含め)	0	10	5	5

- ・伝統構法らしいのも、実施例が多いのも、貫+土壁がダントツ
- ・ほか、伝統構法らしいと思われる要素はみな、直交系、無垢材
- ・実際には、貫工法だけではいかなる現実がある
- ・※は、平成15年告示パターン

耐力壁を後からずらしたことは?

はい	8
いいえ	68

【4. 軸組等の耐力要素】

	☆	◎+○	◎	○
差鴨居・差敷居・窓台	53	60	37	23
垂れ壁・小壁	32	55	30	25
力板	17	26	11	15
足固め	42	35	20	15
通し柱に梁・胴差し	32	52	38	14
登り梁	17	41	20	21
その他	3	6	4	2

【5. 水平構面の耐力要素】

	☆	◎+○	◎	○
火打梁	2	36	14	22
構造用合板	0	40	20	20
厚板張り	18	60	41	19
小屋貫	20	36	20	16
その他	4	13	8	5

- ・小屋貫、厚板張りが伝統構法らしい水平構面要素という認識
- ・伝統構法らしくはないが採用しているの多いのは、火打梁、構造用合板

火打梁は必要?

必要ないと思う	53
必要だと思う	31

- ・火打梁は必要ないと思うが63%。

【6. 外壁】

	☆	◎+○	◎	○
■真壁	39	43	22	21
土壁	30	38	23	15
落とし込み板壁	14	20	3	17
その他	0	10	4	6
■大壁	11	66	44	22
板張り	20	70	38	32
塗り壁	15	66	41	25
サイディング	0	17	6	11
板金	0	28	11	17
その他	0	1	0	1
■混合	6	23	12	11

- ・伝統構法らしいのは外も真壁。外大壁の場合は、板張りや塗り籠壁
- ・実際には大壁の方が多いが、板張り・塗り壁等の伝統的な手法を使っている

【7. 内壁】

	☆	◎+○	◎	○
■真壁	43	58	48	10
■大壁	5	34	8	26
■混合	2	32	17	15

壁下地と仕上げは？ ☆=伝統構法らしい ◎=よく使っている ○=時々している

	☆	◎+○	◎	○
土壁中塗り仕上げ（漆喰等）	44	52	34	18
プaster下地（漆喰等）	2	35	20	15
石膏ボード下地（漆喰等）	0	64	33	31
木ずり下地（漆喰等）	10	35	19	16
フォレストボード下地（漆喰等）	1	5	1	4
板壁	15	52	27	25
落とし込み板壁	12	31	12	19
石膏ボード下地クロス貼り	0	30	9	21
石膏ボード下地塗装	0	22	9	13
石膏ボード和紙	11	30	11	19
その他	0	7	2	5

- ・内壁は伝統構法らしいのも、実際に多いのも、柱あわしの真壁
- ・中でも、土壁中塗り仕上げがもっとも伝統構法らしいという認識
- ・実際には石膏ボード下地(漆喰等)が、土壁中塗り仕上げ、板壁を上回る

【8. 木組みの家に金物は？】

必要ないと思う	71
必要	9

・必要ないという人が8割近く。必要と書いている人も引き抜き部分などの限定

N値計算をしていますか？

している	38
していない	35

【9. 木組】

柱の差し口

一方差しまで認める	0
二方差しまで認める	12
三方差しまで認める	12
四方差しまで認める	47
高さをずらして差す	70

- ・材の断面が大きければ、多くの方向から差してもよいという注記も複数あり
- ・高さをずらして差すのは、常識

横架材の組み方

	☆	◎+○	◎	○
渡り顎（折置組）	29	57	49	8
蟻（京呂組）	10	35	23	12

- ・渡り顎(折置組)の方が蟻(京呂組)よりしっかりしているという認識
- ・蟻(京呂組)は伝統構法とはいえない、というコメントも複数あり

【10. 仕口・継手】

	☆	◎+○	◎	○
仕口 大根ホゾ・打ち出し・鼻栓止め	15	75	61	14
大根ホゾ・打ち出し・込栓止め	14	53	25	28
大根ホゾ・打ち出し・割り楔	7	25	11	14
小根ホゾ・打ち出し・鼻栓止め	10	35	10	25
小根ホゾ・打ち出し・込栓止め	10	30	20	10

小根ホゾ・打ち出し・割り楔	7	25	11	14
渡り顎	19	65	39	26
蟻掛け	6	49	20	29
竿車知栓打ち	6	43	23	20
雇車知栓打ち	15	35	20	15
その他	0	11	4	7
継ぎ手 台持継ぎ	17	56	29	27
金輪継ぎ	19	60	38	22
追っかけ大栓継ぎ	15	68	40	28
鎌継ぎ	6	54	18	36
その他	1	6	1	5

・伝統構法らしいとは評価されないがわりと使われるのが、蟻掛け、鎌継ぎ

【11. 断熱材】

	☆	◎+○	◎	○
炭化コルク	0	11	4	7
フォレストボード	1	30	14	16
羊毛	0	25	10	15
ペットボトルリサイクル（パーフェクトバリアなど）	0	29	16	13
スタイロフォーム	0	36	15	21
ネオマフォーム	0	29	12	17
ウレタン系断熱材	0	12	4	8
グラスウール	0	34	15	19
セルロースファイバー	0	12	3	9
その他	2	21	10	11

- ・スタイロ/グラスウール等の化学系とリサイクル自然系とがせめぎあっている
- ・その他欄には「土壁そのもので断熱するのでいらない」という回答多数

【12. 外回り建具】

	☆	◎+○	◎	○
木製建具（シングルガラス）	11	31	15	16
木製建具（ペアガラス）	11	45	17	28
木製サッシ（ペアガラス）	2	29	12	17
アルミサッシ（シングルガラス）	0	30	14	16
アルミサッシ（ペアガラス）	0	69	46	23
アルミ断熱サッシ	0	30	11	19
樹脂サッシ	0	15	4	11
その他	1	1	1	0

・木製建具も健闘

【13. どの木を使う】

	☆	◎+○	◎	○
地元や流域の木	20	68	45	23
国産材	6	72	37	35
その他	0	11	0	11

- ・国産材というだけでなく、地域材を優先的に使おうという意識が高まっている
- ・外材は米マツの梁を使うこともある人がわずかにいる程度

【14. 乾燥方法?】 ☆=伝統構法らしい ◎=よく使っている ○=時々している

	☆	◎+○	◎	○
■エネルギーかけず時間をかける	13	38	33	5
自然乾燥	8	59	47	12
葉枯らし乾燥	9	36	20	16
水中乾燥	6	2	2	0
■化石燃料を使う	0	21	9	12
高温乾燥	0	5	1	4
中温乾燥	0	31	14	17
その他	0	8	2	6

- ・自然乾燥、葉枯らし乾燥した材を選ぶ人が多い
- ・機械乾燥でも中温乾燥まで

【15. 屋根材は?】

	☆	◎+○	◎	○
和瓦（土葺き）	16	6	1	5
和瓦（椀葺き）	9	72	50	22
洋瓦	0	17	3	14
セメント瓦	0	0	0	0
カラーベスト	0	6	1	5
ガルバリウム鋼板	0	70	39	31
銅板	4	25	7	18
その他金属板	0	15	3	12
天然スレート	3	9	1	8
茅葺き、柿葺き	7	8	0	8
その他	0	1	0	1

- ・和瓦(椀葺き)、ガルバリウム鋼板が主

【16. 集成材利用】

構造に? 使わない	68
ほとんど使わない	5
時に応じて	8
使う	3
造作に? 使わない	38
ほとんど使わない	20
時に応じて	27
使う	1

・構造用集成材を使う人はほとんどいない
・造作で使うのは、棚板など

【17. 合板利用】

構造に? 使わない	34
ほとんど使わない	9
時に応じて	28
使う	14
造作に? 使わない	39
ほとんど使わない	16
時に応じて	17
使う	5

・使わないという人が多いが、構造用合板を使う人も一部いる

石場立ての施工をしたことがある：12 回答あり

時期 (11) 改正基準法以前 (1) 以後
 確認申請がある地域でしたか? (8) はい (2) いいえ
 階数? (9) 平屋 (6) 二階

なぜ石場立てにしたのか?

- 1) 高温多湿な日本の風土にあって建物の耐久性を保つために。床下の通気をよくできるのがよい(シロアリ、湿気対策)
- 2) 地面(基礎)と締結しない柔構造は、昔からいわれている耐震構造だから(外力に正面から抵抗するのではなく、外力を認め、建物を揺らすことでうまく吸収し地震に耐える)
- 3) それが本来の伝統木造だから
- 4) 基礎がいらぬから(小規模の建物、基礎なしでコストも下げられる)
- 5) 民家再生だったので、本来の架構を生かす為

お客さんはどう理解しているのか

- 1) 若い方でしたが、昔の建物を見て長持ちすると得心して
- 2) イーディフェンスの振動大実験をビデオで見ても
- 3) 本来の、昔ながらの家づくりの姿だからということ
- 4) 土壁、無垢材、本物の日本住宅に住みたいというこだわりから
- 5) 3年ほどかけて書物、ネットなどで調べて、石場立ての家に行き着いたとのこと
- 6) 施主さんとの話し合いや、作り手に対する信頼の上での決断でした

こんな時に使いたい、限界耐力計算!

大まかに言うと・・・

仕様規定では対応できない為

詳しくは・・・

次のようなことを満たしつつ、安全性を証明したかった

- 1) 壁を減らしたい
 - ・壁の少ないオープンなプランを伝統構法で実現できる。
 - ・土壁の壁倍率最大 1.5 だと壁だらけになるが、限界耐力計算でなら、貫の本数、厚み、柱の太さ、小壁の存在等も反映されるので、設計の自由度が高まる。その結果、光や風の通り道が確保でき、将来のライフスタイルの変化にも適応しやすい。
- 2) 基礎と建物を緊結しない、柱立ち
 - ・独立基礎で柱を基礎に締結しないから
 - ・石場立てにするために、必要だった
- 3) 火打ち梁を入れたくない
- 4) 筋交いを省略したい

建築基準法は「こうあってほしい！」 つくり手アンケートより

これ木連のつくり手へのアンケートの中から建築基準法への意見をまとめてみました。

■各地域の環境・文化・習慣などを活かした地域それぞれの建物が出来るように伝統木構造を含めもっと現場に則した物であってほしいです。また産業の経済至上主義を助長し、ほんとに住まい手のためにならない、誰の為の法律か??とならないよう、100年先の自然環境や暮らしを事細かに見て存在する法律になって欲しいです。

■一部の問題業者の為に、各地域で伝統構法を未来につなげようと頑張っている小さな工務店や設計事務所、山側の製材所などの仕事に支障をきたすことのないことをのぞむ。誰を向いた建築基準法改正なのか。

■今の日本の全てにおいて、自己責任自己判断ということが出来るような体質にしていかなくては、いずれ息もできない社会を自分たちで作り上げていくことになりかねないでしょうね。もっとこうあってほしいと思うことは、切に、法律なんて必要のない世界になればいいなあと思います。道にごみを捨てるようなことから、悲惨な殺人事件、戦争まで、同じ根本でしょうね。世の中の考え方を今、変えていかなくてはならない、時代にさしかかったと思います。

■「集団規定」については厳格に運用すべきだが、「個別規定」に関しては自己責任の要素が多くていいのではないか。

■設計士、施工者の責任として、もう少し現場に任せる制度としてほしい。自由な発想ができない日本になってしまう。

■住宅程度の建築では、第三者機関をおかなくても、建主と施工主との信頼関係でまとめられるので、第三者機関を省くにはどうしたらよいか。という視点で、法律をつくってもらいたい。どんなに書類を管理する役所が増えようとも、一品生産の建築では、今手を下すその場所が勝負であり、その善し悪しを見極めチェックできるのは、担当する職人本人以外にはどこにもいない。

■書類を減らしてほしい。窓口には建築を熟知し、即答できる人材をおいてほしい。審査側の人育てを。

■学者さんのなかにも伝統建築に造詣が深い尊敬する方々がいます。しかしそうでない学者も多いことが私には残念でなりません。明治以来の建築の教育が、西洋の建築技術こそが唯一であるという教育であったために、日本の伝統建築技術

を理解していない学者が基準法等をつくって一律に判断しようとしているためだと私には思えます。日本の建築家や技術者である限り、伝統の建物や技術を知るのは常識で、そのうえで近代建築等の西洋の建築を学んでいくべきだと私は教えられましたが。

■法律をどんどん増やしてゆくのではなく、いままで作ってしまった条文をどれだけ簡素化できるか。という方向性を考えてもらいたい。混線した条文の解釈のために、いらぬ書類を作る（でっちあげる）よりは、実質的な現場での作業を優先し現場できっちり納める作業に力を注ぎたい

■性能規定の考えが取り入れられていますが、実際には確認が出来ない行政のために仕様規定が全てのような扱いを受けています。よい建物をつくるために余計に施主の負担が増えるような今の確認制度を早く改善して欲しい。

■既存不適格は大問題です。法律がここまで個人の暮らし方に規制をかけることに疑問を感じます。そもそも基準法がごろごろと地震に度に厳しくなって、その結果、変更前の法律ののっとなって建てた家を壊して建て替える！と言わんばかりの法律の取り扱いに疑問を感じます。皆さん限られたお金をやりくりして、衣食住をまかなっているのですから。

■建築は長く使うという事を前提にした方針を掲げてほしい。長く使われてきた建物は今後も使い続ける方法を示してほしい。

■これからの社会は循環型の社会に変えていく必要がある。そのために今までの伝統技術が必要となってくる。物を大事に扱う技術が伝統技術であると言って良いと思う。また、周囲の景観と合う建物でないといけなと思うが、それには自然素材の利用が不可欠である。自然素材の利用をしようとすると、伝統的な技術が必要になることはいうまでもない。今の時代は、お金儲けばかりが優先されるが、これは一時的なものであると考えたい。お金が大切な場合は工業技術が大切になるが、人が豊かに、平和に暮らすためには、人の技術が大切なのだ。

■日本人の暮らしは、元々エコロジカルであったにも関わらず、高度経済成長により、文化も暮らしも台無しになってしまった部分が多々ある。その器である、風土にあった伝統的な家を継承し、家をゴミにしないように大地に還す家は、伝統的構法でないと伝えられない。現代の暮らしのいい部分も残しながら、少しでも環境に配慮し、子孫にツケを送らない家を造りたい。法律は、そういう家を造り続けられるような法律でなければならない。

実際に伝統的な木の家づくりをした建て主さん家族から、たくさんのメッセージをいただきました。その一部をここに抜粋します。

■伝統構法の家が建てにくくなっている制度的な現状を知りませんでした。残念な事です。私たちは家族はこの家に住んでいる者として、この家のこち良さを伝えたくて、親族や友人、知人に、我が家を体感してもらっていました。何軒かが同じ様な伝統構法の家を建てられました。その現状が続いてくれることがうれしくてしかたのない家族です。

■私の場合、以前から頭の中にあっただりもしくは少しずつ増えていった、環境についての思いが「家づくり」ができたおかげでつながり大きな一つの樹になったというべきでしょうか。国産材を使って伝統的な家を家族が参加して造ること、職人さんの仕事を間近で見ること、そして家の手入れをすること。これらは子供たちだけでなく人間にとって、とても大事な根幹を作り上げる作業なのだと思います。それが失われてしまうのだとしたら・・・と思うと、むねがいっぱいになります。

■大手ハウスメーカーならともかく、施主と綿密なやりとりをする設計・施工業者については、国土交通省の規制は不要と思う。規制によって自分が保護されているとはまったく感じない。規制のせいで希望が通らなかつたり、余分な金銭的負担をさせられたりするとだけ感じる。施主の自己責任を認めてほしい（例外があるとすれば防火のみ）。

■日本の気候・風土に適するように考えられて来た知恵の集積である伝統構法は、時代は変わってもこの日本に適合するはず。せっかく積み重ねて来た先人の知恵は、次の世代に引き継いで貰わないと困る。

■日本の文化を守るという視点を大切にしてほしい。ヨーロッパの家並みを日本の住宅にとりいれた分譲地域は、陳腐なテーマパークのように見えてしまい残念。気候風土にあった家を町作りの基本と考え、統一感のある町並みを造ることができたら、日本の地方がどれほど魅力的になるかわかりません。

■古い寺や神社、古民家が長く保存されているのを見ると、耐震性等は、ただ剛性だけでは測れないのではないかと想像されます。

■伝統工法に問題があるのではなく、現在の流れと違う家づくりを法律の側が受け入れられないだけなのでは？

■日本の気候風土に適して、国内の環境にも木材輸出国の環境保全にもよい伝統構法は規制ではなく、保護していく必要があると思う。

■役所は、管理のしやすさを最重要にしています。技量や材料による品質の不安定したものを嫌うようです。要は、工業製品化したいのでしょう。これではだめです。伝統構法が継続出来るよう、頑張ってください。

■安全重視もわかりますが、住む人の意見も聞いてはどうかと思います。

■施主が建てたいと思って建てる家なのに『自己責任において建築します。』と一筆書いて建てさせてくれないですか。建築基準法も役所が管理しやすいものだけをOKとする。『日本は過保護と責任逃れの国』です。

■家づくりが早く安くといった工業製品と同じように扱われるようになったことが腕のある大工を少なくした要因だと思います。誇りある大工は腕を振りたいと思っています。その場を与えることが、必要だと思います。また、伝統的な職人技術を持つ大工に腕をふるってもらうことは、日本文化の継承になると思います。

■政府とは大手ハウスメーカーが、「エコ住宅」という言葉を大量生産している。ここで言う「エコ」とはエアコンの効率が高いということだけど、ここに偽善が隠されている。エアコンを使わないと住めないエコ住宅こそが、エネルギー浪費の温床になっている。環境に負荷をかけないのは、エアコンのいらぬ家。昔から日本の気候風土の中で育まれて来た軒の出、通風など、伝統的な家づくりの知恵こそが、エコなのだということに気づいてほしい。

■作りのしっかりした家は、時間が経つほど味が出てくると思います。そのような家を造る能力のある職人さんがいなくなれば、日本の家がどれもおもちゃの家ようになって、短時間で飽きられ、あらたな廃棄物になってしまうのではないかと心配します。

■効率優先の時代には早くできれば良い安くできれば良い、で時間をかけて打ち合わせをし手で作り上げていくことが置き去りにされてきたと思います。が、今は皆が足元を見直す時代になったと感じます。職人さんの技術は、急に身に付くものではないでしょうから日本の手仕事を大事に育てていくよう応援したい。

木の文化を未来へつなげるため、現場からの声をお伝えいたします。いまならまだ間に合う、そして放っておくとどうになってしまうのか、現場はよくわかっています。今回のシンポジウムを通じて一人一人が現実のこととしてお考えください。

- こんな家を造っています
- 身近にある素材でつくる 木・土・草
 - 真壁でつくる
 - 板を張る
 - 風を通す（室内の通気、床下の通気）
 - 木を組む→手で刻む

- なぜ そうつくるのか？
- 気候風土に根ざす
- 建て主の希望
- つくり手の目標

- ところが法律の改正
- 2007年6月改正建築基準法
 - こんなに建てにくい
 - 3年後伝統構法が法律に規定される、けれども

- 現場を知ってください
- 伝統文化である構法を継承する
 - 時間
 - 机上ではわからない
 - 未来への遺産



みなさまへ一言

今から十数年前、私は設計から大工の仕事に就きました。頭ではわかっているつもりでした。この材料は強度がどれくらいで、梁はどう架けて、どう納めるかなど。

ところがいざ目の前に材木が並ぶと何も出来ませんでした。当時のこぎりを使うことは出来たのですが、切ることすら出来ませんでした。目が詰んだ木粗い木、曲がった木、捻れた木、節の多い木少ない木。木を数字で捉えていたのですが、まるで思い通りには行かない。変なところに節がある。その節を避けると死に節が現れる、ヒビが入っているがもっと進行してしまうのだろうか。木造は設計通りには行かないことをその時痛感しました。今ではずいぶん慣れましたが、それは毎日木に触れて木の癖や持ち味が分かってきたからなのでしょう。今思えば毎日木に触れることが出来たことを幸運なことだと思っています。無垢の木、それも自然乾燥の無垢の木に墨をし、刻み、仕上げ、建てという行為の中から学ぶ事は多く、計りしれません。プレカットを主体にやっていたらと思うとゾッとします。木を見て森を考え、木のいのちや環境のこと、そして、自然の営みの中に生かされている自分を考えることなども、大工を始めてから体で覚えたことです。

つくる過程の大切さや十分時間をかける意味、より良くするために絶えず変化し続ける造り方こそ伝統構法であり、多様な素材の特性を認め、臨機応変に対応の出来る人を育てることこそ、今求められている事ではないでしょうか。その為には、現場に通い、何故材料が乾燥しすぎているといけないのか、どんな工程で伝統構法の建物は造られているのか、大工は何にこだわっているのかなど、設計者や研究者の方々と共に認識し合う必要性を感じます。

日本の木の文化が過去のものにならないよう、皆で考えて参りましょう。
まずは、現場に来てください。

改正基準法は、木造離れを促進！ 循環型住宅・日本の木造建築の消滅！

日本の伝統文化をなくす改正基準法、ごみ発生を助長する現行基準法、早急に手を打たなければ大変なことになる。建築業界内の小さな問題ではないことを、一般市民に知ってもらいたい。

①伝統構造の建物が建てられなくなった 19年6月基準法改正の問題

木造住宅は筋交い工法が主流。柱と柱の間に、斜めの筋交いや壁の役割を果たす構造用合板を入れて強くし、つなぎ目には金物を使って耐震性を高める。このことを否定するのではない。筋交いや金物に頼らない日本古来の建築伝統構法が法律の俎上にないのだ。柱、梁などを大工の高い技術で、木と木を組む。また、地元の木材や土を使い、林業を育て、リサイクルも可能で、自然に逆らわない環境に良い家づくりなのに。

H12年、安全を証明すれば自由に設計できるよう法改正され、伝統構法も「限界耐力計算」という方法を使って建築確認が可能になった。伝統構造の家を広めようという取り組みが、各地で広まっていった。

だが、耐震強度偽装事件を受けた19年6月の法改正で、再びハードルが高くなった。伝統構法建築の「限界耐力計算」に大きな規制が加わり、現実半年経過して住宅で確認が降りたのは3件だけ。

一般の木造は、基準通りに筋交いや金物が入っていれば、複雑な計算なしで建築確認が可能。しかし、伝統構法の家では、木造2階建ての住宅でも、330坪以上の大型鉄筋コンクリートと同じ扱いとなり、構造計算を適正判定機関送りにしなければならない。たかが住宅なのに、審査料に23万円の追加と審査期間も70日と特別扱いになり、伝統構法の家を建てる人がいなくなってしまう。

問題点1

建築基準法の中に、2×4の基準がある。ログハウスの基準もある。しかし、日本の伝統構法の家づくりの基準がない。伝統構法の家づくりの動きは確かにある。完成するに4～5年はかかる。早急に対策を打たないと、日本の建築文化が消えてしまう。(完成するまで、前の基準で良いではないか)

問題点2

伝統構法は地方の住文化である。使用建材も地方の独特なものがある。地元で審査せず、東京に送っての審査はおかしい。中央一律化を促進させるものである。

問題点3

伝統構法の家を増やすことは、地元の木や建材を使うので、国産材の使用量は増えるし、ゴミ問題や輸入建材問題は発生しない。また、職人の手による建て方なので、建築職人の就業問題も解決する。

②外材が安いから国産材が売れない というのは、嘘

日本の山の木が売れない。自給率は20%を切っている。合理化住宅がここ5年で2倍になった。合理化住宅は

1. プレカットのため含水率は20%以下。
2. 均一材で規格寸法で多量発注
3. 曲がり材は駄目
4. 手間の省力化

重油が上がったので国産材に目が向いてきたのは事実である。しかし、

1. 重油による人工乾燥。
2. 山は皆伐。曲がりも直材も同価格
3. 国産材をとんでもない価格で買いあせり
4. 接着剤による集成材

一夜干し程度の乾燥。曲がり材 OK。材はばらばらで構わない。扱い難いから日本の大工技術は向上した。山を素直に守りたいなら、重油の多量使用を止めたいなら、伝統構法の家を普及させたが良い。

プレカット工法がすすめば、墨付けが出来る大工がいなくなる。日本の伝統構造の家が出来なくなる。日本から日本の家が消えてしまう。今、沖縄に沖縄の家が消えた現状を見ればわかる。プレカット工法が進んだのは大工職人の減少が原因というのは嘘。確かに東京・大阪には大工が少ないが、地方には、仕事がなくて困っている大工は山ほどいる。

③外装の防火基準なのに 内装仕上げ材にも規制強化 (H12 告示 1362 号 1-2)

12年の基準法改正でさらに、内装に木が使えなくなった。火災の延焼防止のために、防火地域、準防火地域がある。22条地域というのは、火災時、火の粉がかかる程度の地域という位置づけである。田舎でも、ほとんどがこの22条地域である。22条地域の外装と内装の仕上げが準防火地域と同じ規制を受けることになった。

外装の防火性能を上げても、内装に防火基準がかかる。内装に石膏ボード9.5ミリ以上の防火建材を使用せよとのことである。内装の仕様は2種類しかない。内装に木が使えない。石膏ボード廃材は、普通処理場ではメタンと反応して硫化水素ガスが発生するので防水処理

した安定型の処理場行きとなる。石膏ボードは軽トラックいっぱい2万円。同量の処分費用は4万円と倍である。

現在、解体している家は、燃える建材が多いので一般処理場で焼却している。新築中の家の石膏ボードはすさまじい量である。アスベストとは比べものにならない、これらを安定型処理場で埋め立てるとなると、安定型処理場は現在の数百倍が必要となる。サイディングと石膏ボードの多量使用を国は推薦しているが、改めるべきである。国はどのようにして将来を見ないのであろうか。石膏ボード大量使用の法律を挙げてみる。

(施行令 109-6) (施行令 128-3-2) (告示 1905)

伝統構法は循環型社会の見本建築だ。今消滅しようとしている。



日本は昔、循環型社会の先進国だった。住まいは土、木、紙で作り3代住み続け、不要な古材は再利用し、廃棄物は、燃えて無くなるか、土に戻るものばかりだった。しかし、現代の建築は日本の建築手法を手本とせず、外国の建築手法を採用してきた。法律もそれに追随した。建築基準法は、循環型日本建築を建てさせない方向でもある。早急な見直しをしていただきたい。